

大地震に備えて
『我が家』と『命』を守る

耐震診断・



耐震改修工事

の助成制度のご案内



区では、大地震で倒壊する危険性が高いとされる、昭和56年（1981年）5月以前の住宅に、建物の耐震診断・耐震改修工事の実施をお願いしています。

あなたの家は大丈夫

建築物の耐震基準は昭和56年6月に大きく見直され、改正されました。
旧基準の家屋は地震で倒壊する危険性が高いため、早急な耐震化が必要です。

まずは 診断

耐震診断 費用助成

■対象条件

- ① 昭和56年5月以前に建築された住宅
- ② 2階建以下の木造住宅
- ③ 区登録耐震診断士による診断
(区の窓口、HPの緑色のリスト)

耐震診断の判定は？

上部構造評点	判 定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

■助成費用

診断費用の全額で
最大**10万円/棟**まで

耐震強度が
不足と診断
されたら：

耐震改修工事に係る特例制度（減額・減免制度）

①住宅の耐震改修工事に係る特例制度（固定資産税・都市計画税）

●問い合わせ先 足立都税事務所 03-5888-6211 西新井栄町2-8-15

②住宅の耐震改修工事に係る特例制度（所得税）

●問い合わせ先 足立税務署 03-3870-8911 千住旭町4-21
西新井税務署 03-3840-1111 栗原3-10-16

（対象住宅、期間がありますので
問い合わせ先に確認ください。）

注意！

●混構造建物は事前相談が必要です ●内定通知発行前の契約は事前着手とみなし、対象外となる場

手続きの流れ

区の書類審査はそれぞれ約1週間です。所有区分等によっては追加書類を求め

①事前申請

区登録の診断士を登録
リストから選び必要書類
を区の窓口へ事前申請
(診断士への代理手続き
をおすすめします)

②耐震診断の実施

区から内定通知発行後
耐震診断実施

③完了申請

耐震診断完了後、
区の窓口へ
完了申請

④助成金振込

区から決定通知発行後
約1ヶ月後に助成金の振
込み（振込みのご連絡は
行いません）

大?

昭和56年5月以前の建築物は 大地震で倒壊の危険あり!!

耐震改修する 耐震改修工事 費用助成

対象世帯	一般世帯	特例世帯 ※1
助成金額	対象工事費の1/2以下で 最大80万円/棟 まで	対象工事費の1/2以下で 最大100万円/棟 まで

※注＝道路幅が建築基準法上の幅に適合していない場合は建物減築(セットバック)の可能性があります(外壁、庇等)
又、接道要件を満たしていないと助成の対象になりません

■主な助成要件

- ①おおむね2年以内に区の耐震診断助成を受けた住宅で耐震補強が必要と判断されたもの(2年を過ぎると実費負担にて再診断が必要です)
- ②区登録耐震診断士による工事監理
- ③耐震シェルター・ベッドの設置支援助成を受けていないこと
- ④建築基準法の違反建物助成は不可

■耐震改修工事の内容

戸建住宅の耐震改修工事助成は工事後の評点が1.0以上と
ならないものでも利用できます。

ただし、耐震性が低下する部位が生じる場合は助成できません
のでご注意ください。詳しくは区へ問い合わせください。

※1

特例世帯とは、次のいずれかに該当する世帯が居住している場合をいいます。

- 高齢者世帯:60歳以上の方を含む世帯
- 障がい者世帯は、次の方を含む世帯
身体障害:身体障害者福祉法施行規則別表第五号の1級から4級に該当する程度
精神障害:精神保健及び精神障害福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から2級に該当する方
知的障害:精神障害の程度に相当する方
- 住民税非課税世帯

※上記の世帯に、耐震改修工事を行う建物に居住している場合に限ります。

解体する 解体除却工事 費用助成

助成費用	対象工事費の1/2以下で 最大50万円/棟 まで
------	---------------------------------

- ①診断・改修・解体工事の消費税は助成対象外 ②申請費用・法定手続き費用・カーポート・残置物(ゴミなし)・物置・地生えしていない樹木は対象外
③建設業もしくは東京都の解体登録をしている業者 ④更地にすることが条件

があります ●営利目的の助成は受けることができません ●店舗、作業所等の併用住宅は住居の床面積が過半以上必要です

場合があります。詳細は区へお問合せください。

⑤事前申請

診断申請手続き完了後
耐震強度不足の結果の
場合耐震改修・解体工事
の必要書類を区の窓口
へ事前申請

⑥工事の着工

区から内定通知発行後
耐震改修・解体の契約及
び着手(①～④まで書
類不備等問題が無けれ
ば約1ヶ月半程度です)

⑦完了申請

工事完了後、区の窓口へ
完了申請

⑧助成金振込

区から決定通知発行後
約1ヶ月後に助成金の振
込み(振込みのご連絡は
行いません)

よくある お問い合わせ

- Q1** 耐震診断や耐震改修工事について、わからないことがあります。
A1 区の窓口にご相談ください。耐震診断などの実施に迷っている方や助成の条件を確認されたい方もお気軽にご相談ください。又、無料相談会も行なっていますのでご活用ください。
- Q2** 助成制度を活用して耐震診断や耐震改修工事を行いたい、どうすればいいの？
A2 まずは耐震診断を受けていただく必要がありますので、区登録耐震診断士名簿から耐震診断士をお選びいただき、“区の助成制度を活用した耐震診断費用の見積り”を依頼してください。（耐震診断費用の見積りは無料です。）一社だけでなく、数社へ見積りをおすすめします。
- Q3** 区登録耐震診断士の名簿はどこで手に入るの？
A3 区のホームページ(<http://city.adachi.tokyo.jp>)や区の窓口で名簿を公開しています。郵送での対応も行っておりますので、お気軽にご請求ください。また、区登録耐震診断士のほかに、区登録耐震改修施工者（工務店）の名簿も公開しています。
- Q4** 区登録耐震診断士の選び方は？
A4 ご近所での評判を参考にしたり、お付き合いのある工務店さんなどに相談してみてください。また、複数の方に見積りを依頼し、話を聞くなどして、自分に合った方をお願いするのが理想です。もし、わからない点や不安な点があれば区の窓口にご相談ください。
- Q5** 耐震診断の費用はどのくらいかかる？
A5 目安としては、おおむね12万円から17万円（消費税別）程度と費用に幅があります。この費用は設計図面の有無、建物の大きさや区登録耐震診断士が所属する事務所によって異なります。
- Q6** 耐震改修工事の費用はどのくらいかかる？
A6 目安としては、建物の延べ面積（坪）×約10万円が平均の工事費用となっていますが、建物の大きさ、劣化の具合や耐震性の程度により異なります。また、施工条件（求める耐震性の程度、工事を行う場所、工事の時間帯や曜日など）によっても異なります。
- Q7** 木造戸建住宅以外の助成もありますか？
A7 ございます。共同住宅や非木造住宅の助成もあるので、詳しくは区へ問合せください。
- Q8** 法人所有の物件は助成対象か？
A8 不動産取引業を行なっている場合、自己使用のみとし、売買をしない念書が必要です。利益を目的とした助成申請は不可となります。
- Q9** 建物所有者が死亡して老朽空家となっているが対象か？
A9 親族（法定相続人）の方で申請できます。その際には建物所有者との関係性が解る書類および法定相続人全員の承諾権と内容によっては住民票が必要です。

悪徳リフォーム業者に ご注意！

公的機関とまぎわらしい名称を用いて、耐震補強を勧誘する訪問営業が多発しております。登録耐震診断士の身分証・施工者の登録証をご確認ください。また、不審な点がありましたら問合せください。

「美しいまち」は「安全なまち」

ビューティフル・ウィンドウズ運動展開中 足立区



登録耐震診断士・登録耐震改修施工者

問い合わせ先

建築安全課建築防災係
03-3880-5317

足立区役所中央館4階

足立区中央本町1-17-1

発行:足立区

作成:(社)東京都建築士事務所協会足立支部